

「特許法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令案」に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

意見提出数：4件（団体：2件(通し番号1及び4は同一団体からの提出)、企業：1件、個人：1件)

通し 番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>特許法施行規則第1条4項及び5項</p> <p>上記箇所の改正内容に関し賛同する。この度の改正案は、旧氏で活躍したい人々のための第一歩であり、ダイバーシティ推進の観点から、大変評価できるものであると考える。</p> <p>なお、この度の改正案では、旧氏併記を括弧書で可能とするものであるが、同一性確認の方法を検討の上、旧氏のみを使用も認める方向での検討をできるだけ早く開始していただきたい。</p>	<p>省令案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>
2	<p>異論ありません。</p>	<p>省令案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>
3	<p>改正法の施行に伴う関係省令の整備に関する省令案及び特許法施行規則及び意匠法施行規則等の一部を改正する省令案につきましては、いずれも社会的要請に応えるものであり支持いたします。</p> <p>関連法規の整備に当たっては「知的財産推進計画2020 新型コロナ後の「ニュー・ノーマル」に向けた知財戦略」で重点事項工程表項目番号27として「2022年度末までに、一次審査通知までの期間を6.5か月とすることにより、権利化までの期間を国際的に遜色ないスピードである8か月とできるよう商標審査体制を強化する」という方針が示されていることもあり、この点についても早期に実現されることを期待いたします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・省令案の内容を支持する御意見であると理解いたします。 ・また、商標の審査期間を短縮すべく、審査負担の少ないファストトラック審査の利用促進、任期付き審査官の採用及び外注事業の拡大等の処理増大策を講じておりますが、早期の政府目標達成に向けて、引き続き、必要な商標審査体制の強化に取り組んで参ります。

通し 番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
4	<p>1. 改正法の施行に伴う関係省令の整備に関する省令案 (1) 口頭審理のオンライン化に伴う手続規定の整備 (2) 割増特許料等の免除に係る手続規定の整備 (3) 現金予納に関する手続規定の整備 (4) 国際意匠登録出願に係る登録査定の際の送達見直しに関する規定の整備</p> <p>2. 特許法施行規則及び意匠法施行規則等の一部を改正する省令案 (1) 国際意匠登録出願における優先権書類の提出及び電子的交換に関する規定の新設</p> <p>上記の項目に関する省令案に賛同する。 なお、上記「(1) 口頭審理のオンライン化に伴う手続規定の整備」に関連し、下記事項についてさらにご検討いただくことを希望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン口頭審理に必要な装置、通話先の場所等の確認について（特許法施行規則第 51 条の2） オンライン口頭審理が円滑に進行するように、装置や場所等を期日に先立ち確認しておくことは有意義であると考え。口頭審理中に第三者が容易に入れない場所であるか、出頭者の音声が明確に聞こえる場所であるかなど、オンライン口頭審理の円滑な進行に繋がることを期待する。なお、オンライン口頭審理の経験等を考慮し、例えば、複数回のオンライン口頭審理を経験している者に対しては、上記確認の省略等もご検討いただきたい。 ・出頭態様について 両当事者がオンライン、一方当事者がオンライン（他方当事者は審判廷）、一方当事者又は両当事者の一部がオンライン（その他の者は審判廷）など、種々の出頭態様が考えられる。両当事者が承諾し、かつ審判の審理指揮に影響がないと審判長が判断した場合など、一定条件の下で、種々の出頭態様が認められるようにご検討いただきたい。 ・出頭態様の変更について オンライン出頭を予定していた者が急遽出頭態様を変更し審判廷に出頭することは、相手方当事者にとって不利益になることが多いと考えられる。そのため、出頭態様の変更は、相手方当事者の同意を得ない限り、原則として認めるべきではなく、そのような方向でご検討いただきたい。 ・出頭者以外の者について カメラに映らない範囲に出頭者以外の者がいることは、結果として、出頭者の資格を有しない者が口頭審理に参加することになり好ましくないと考える。そのため、オンライン出頭の場所以に出頭者以外の者がいないことを担保する手段をご検討いただきたい。 ・オンライン配信について 出頭者以外の者であって、当事者の関係者がオンラインで口頭審理を傍聴可能な手段をご検討いただきたい。ただし、不特定多数の者へのオンラインでの公開については、慎重にご検討いただきたい。 ・出頭者の身分確認について オンライン口頭審理となることで、出頭者以外の者が出頭者としてなりやすくなることにより容易になると考えられる。出頭者の身分証明書をカメラで映すなど、オンライン出頭者の身分確認手段についてご検討いただきたい。ただし、出頭者の個人情報に対する配慮なども十分にご検討いただきたい。 ・通信障害等への対応について 原則として口頭審理を終了していただきたい。ただし、審判廷に出頭している者もしくは通信障害が生じていない場所からオンライン出頭している者により手続きの続行が可能な場合は、両当事者の合意があるときは口頭審理の続行も可能としていただきたい。 また、口頭審理を終了する場合は、残りの審理内容と両当事者の意見を考慮して、書面審理に切り替えることも可能としていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・省令案の内容を支持する御意見であると理解いたします。 ・また、「口頭審理のオンライン化に伴う手続規定の整備」に関連した各御要望を踏まえ、今後口頭審理のオンライン化に関する運用を検討する際に考慮させていただきます。